

介護老人福祉施設重要事項説明書

〈令和5年10月1日現在〉

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0297-84-0311 (午前8時15分～午後5時15分まで)

担当 生活相談員もしくは介護支援専門員

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム あじさい苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あじさい苑
所在地	茨城県稲敷郡河内町生板横間8907
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (茨城県指定 0873800577号)

(2) 当施設の職員体制<短期入所生活介護と兼務>

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	0名	管理業務の統括	1名
嘱託医	医師	0名	1名	入所者の健康管理	1名
生活相談員	介護福祉士	1名	1名	生活相談	2名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	0名	介護サービス計画の作成等	1名
機能訓練指導員	柔道整復師	1名	0名	機能訓練の指導及び援助・リハビリ計画作成等	1名
管理栄養士	管理栄養士	1名	0名	献立作成・栄養マネジメント計画作成等	1名
事務職員		3名	0名	事務業務	3名
介護 ・ 看護職員	正看護師	2名	0名	看護業務	2名
	准看護師	1名	0名	看護業務	1名
	介護福祉士	12名	2名	介護業務	14名
	ホームヘルパー 2級修了者 他	5名	11名	介護業務	16名
合計		28名	15名		43名

(3) 当施設の設備の概要

定員50名

居室	4人部屋	5室 (1室45.03㎡)	医務室	1室
	2人部屋	7室 (1室23.37㎡)	静養室	1室 2床
	個室	16室 (1室15.11㎡)	食堂	1室
浴室	個別浴槽・一般浴層・機械浴槽があります。		機能訓練室	1室
			談話コーナー	2ヶ所

3. サービス内容

①施設サービス計画の立案

生活相談員または介護支援専門員が、利用者や家族の方と利用者の方と利用者の担当職員と相談し、介護サービスの点検などを基に計画を立案し、利用者と家族の了解を得ます。

②食事

利用者の嚙む力や飲み込む力、また日々の体調の変化に合わせた食事づくりをこころがけていきます。栄養バランスや季節感を考えた献立で、常食・粥食・きざみ食など一人一人に合わせた食事を提供します。また、食事はできるだけ食堂で食べていただけるよう配慮します。

・食事時間（おおよその目安です。その日の体調や生活リズムに配慮します。）

朝食 7:30

昼食 12:00

夕食 18:00

③入浴

お体の状態や健康状態に合わせて個別浴槽・一般浴層・機械浴槽を利用し、週に2回以上の入浴を行います。ただし、心身の状態に応じて清拭となる場合があります。

④介護

施設サービス計画に沿って、食事・入浴・排泄・口腔・移動・移乗・更衣などの介助を行います。また、施設サービス計画作成前でも、必要に応じた介助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練を担当する職員が、個別にリハビリ計画を作成し実施します。また、日常生活の中で生かせる生活リハビリも行います。

⑥生活相談

生活相談員が、利用者や家族の方の介護の悩み等の相談に応じます。

⑦健康管理

突然状態が変化しやすい高齢者の普段の健康状態を把握するために、体温・脈拍・食事の摂取量・排泄の状態の確認に努めています。利用者だけでなく職員も感染症の予防のために、うがいや手洗いを励行しています。

また、当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

そのほかに、週2回医務室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑧栄養管理

栄養ケアマネジメントなど栄養状態の管理を行います。

⑨理美容サービス

利用者のご希望により、理美容サービスを提供します。但し、料金は自己負担となります。

⑩行政手続代行

ご希望の際は職員にお申し出ください。但し、手続きに係る費用はその都度お支払いいただきます。

⑪日常費用支払代行

介護以外の日常生活に係る、諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。ご利用に際しては、別途「日常費用支払代行契約書」の締結が必要になります。

⑫レクリエーション

当施設では、利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。詳しくは予定表をご覧ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

○ 介護給付によるサービス

○ その他の介護給付サービス加算

※ 料金とその概要につきましては、別紙料金表をご覧ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（別紙料金表のとおり）

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住費に要する費用（光熱水費及び室料（建設設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在される方には、光熱水費額及び室料（建設設備等の減価償却費等）を、負担していただきます。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

* 外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合も、1月のうち6日目までは負担限度額認定の適用対象となります。

* 入院等で長期にお部屋を空けておく際、7日目以降はこちらの判断でショートステイに利用させていただくことがあります。どうしてもお部屋をお取り置きしたい場合は、基準額相当の居住費を頂きますのでご了承ください。

③その他の費用

理美容サービスや行政手続代行、教養娯楽費などは、ご利用いただいた場合に実費をご負担いただきます。

(3) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払ください。

お支払いただきますと、領収証を発行致します。

お支払い方法は、銀行振込・窓口現金払い・口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居室サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。

※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。

③その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を2ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合または、入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。なお、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

「1人ひとりの個を大切にし、あたりまえのことが継続できる環境を提供します。」

施設や職員の都合を押し付けることなく個人のペースに合わせた生活を送っていただけるように配慮します。施設に入所することについて、不本意だと思う方もいるかもしれませんが、自分の家とは違うが一瞬でもここで良かったと思ってもらえるような関わりを目指していきます。

暮らしの延長上にあるお看取りも本人・家族のご希望に沿い、最期まで丁寧につき添っていきます。その為に体制の整備、職員教育を行っていきます。

地域の行事にも積極的に参加していき、開かれた施設を目指します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	随時、外部研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	原則としていたしません。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会、会計受付時間・・・午前8時15分から午後5時15分までをお願いします。
面会の際は、職員に届け出てください。
- ・外泊、外出・・・前日までにご連絡ください。
- ・飲酒、喫煙・・・他の利用者の迷惑にならないように、喫煙は所定の場所で行います。
飲酒は行事の時以外は、夕食後に居室で行います。
- ・設備、器具の使用・・・職員にお声かけの上、お使いください。
- ・金銭、貴重品の管理・・・希望の方は、生活相談員までお申し出ください。
- ・所持品の持ち込み・・・職員と相談してください。
- ・施設外での受診・・・家族の方の付き添いをお願いいたします。
- ・火気の取扱い・・・防火上、ライター・マッチ等は施設が管理します。
- ・ペット・・・好きな方も嫌いな方もいますので、ご遠慮ください。
どうしてもご希望の方は生活相談員までお申し出ください。

(4) 禁止事項

宗教活動・政治活動・営利活動はお断りいたします。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 協力医療機関等

- ・ 龍ヶ崎済生会病院
茨城県竜ヶ崎市中里1丁目1番
0297-63-7111
- ・ あびこクリニック 歯科
千葉県我孫子市我孫子4-3-25
04-7184-0321
- ・ ハートフルふじしろ病院
茨城県取手市下萱場225
0297-83-7177
- ・ 東取手病院
茨城県取手市井野268
0297-74-3333

9. 非常災害対策

・ 防災設備 スプリンクラー・消火器・消火栓等は常に有効に保持するよう努めます。

・ 防災訓練 年3回行います。

10. サービス内容に関する苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員もしくは介護支援専門員 電話 0297-84-0311
管理者 加賀谷吉也

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 河内町
担当 福祉課 電話 0297-84-2111 (代表)
茨城県国保連合会 介護保険課 苦情係 電話 029-301-1565

11. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び居宅介護支援事業者(担当介護支援員)等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

また、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

なお、ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 河内厚生会
代表者役職・氏名	理事長 秋山 義 継
法人所在地・電話番号	茨城県稲敷郡河内町生板8907 0297-84-0311
法人が運営する事業	1. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム あじさい苑 2. 短期入所生活介護事業所 あじさい苑 3. 通所介護事業所 あじさい苑 4. 居宅介護支援事業所 あじさい苑 5. あじさい苑介護職員初任者研修講座 6. 居宅介護支援事業所 ひだまり 7. 訪問入浴介護事業所 ひだまり 8. 地域密着型通所介護事業所 ひだまり 9. 訪問介護事業所 ひだまり 10. 認知症対応型共同生活介護事業所 ひだまり 11. 認知症対応型通所介護事業所 ひだまり 12. 障がい福祉サービス ひだまり 13. 短期入所生活介護事業所 さくらがわ 14. 地域密着型通所介護事業所 さくらがわ 15. 認知症対応型共同生活介護事業所 みつば 16. 小規模多機能型居宅介護事業所 みつば 17. 介護老人保健施設 もえぎ野 18. 短期入所療養介護事業所 もえぎ野 19. 通所リハビリテーション もえぎ野 20. 訪問リハビリテーション もえぎ野 21. 居宅介護支援事業所 もえぎ野 22. もえぎ野わかば保育園 23. 地域密着型特別養護老人ホーム あおば 24. 短期入所生活介護事業所 あおば 25. 認知症対応型共同生活介護事業所 あおば 26. 介護老人福祉施設 南三咲 27. 地域密着型介護老人福祉施設 三咲館 28. 短期入所生活介護事業所 南三咲 29. 居宅介護支援事業所 南三咲 30. 通所介護事業所 南三咲 31. もえぎ野台よつば診療所 32. もえぎ野カフェ（喫茶店） 33. サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりあみ 34. 訪問看護ステーション ひだまりあみ 35. 多機能型事業所あじさい福祉園 れるび 36. 共同生活援助事業所あじさい福祉園 れるび 37. 短期入所事業所あじさい福祉園 れるび 38. 地域密着型特別養護老人ホーム 鼎の郷 39. 短期入所生活介護事業所 鼎の郷

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 茨城県稲敷郡河内町生板 8907
名称 社会福祉法人 河内厚生会
理事長 秋 山 義 継 ㊞

説明者 特別養護老人ホームあじさい苑

氏名 _____ ㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 _____ ㊞

契約者 住所

氏名 _____ ㊞

【契約書別紙】

- 担当者（生活相談員または介護支援専門員等）

氏名 _____

- サービスの内容

居室

基本的には定員4名の居室になります。そのほかに2人部屋と個室があります。

食事

朝食 7:30 ~ 8:30

昼食 12:00 ~ 13:00

夕食 18:00 ~ 19:00

原則として、2階の食堂にておとりいただきます。

入浴

週に最低2回、入浴していただけます。

ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助。

おむつ交換・体位変換・シーツ交換・施設内の移動の付き添い等。

機能訓練

1・2階の訓練コーナーにて機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含めて相談できます。

健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。

また、毎週月・金曜日の13:00から15:00まで診療室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

理美容サービス

当施設には月に3回、理容サービスを実施しております。なお、料金は別途かかります。

他の日にご希望がありましたら、出来る限り依頼いたします。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

ただし、手続に係る経費はお支払いいただきます。

日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。

サービスご利用に際しては別途「日常費用支払代行契約書」の締結が必要となります。

レクリエーション

当施設では、入居者交流会等の行事を行います。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

○ 料金

①基本料金

別紙料金表参照

②その他

行事参加費、理美容費等は別途料金がかかります。

※入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金となりますのでご了承ください。(別紙料金表を参照)

○ 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

特別養護老人ホーム あじさい苑

電話番号：0297-84-0311

(受付時間 月曜日～金曜日 8:15～17:15)

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 河内厚生会
<住所> 茨城県稲敷郡河内町生板8907
<代表者名> 理事長 秋山義継 ㊞

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名> ㊞

<契約者氏名> ㊞

